

デジタル認証アプリ
について

読売新聞 若江雅子



自己紹介

若江 雅子 WAKAE MASAKO

読売新聞東京本社編集委員

1988年 北海道支社

1992年 社会部

2008年 社会部デスク（IT問題を担当）

2014年より編集委員（～現在まで）

お伝えしたいこと

01

公的個人認証制度
とデジタル認証ア
プリ

02

なにを危惧してい
るのか①

03

なにを危惧してい
るのか②

お伝えしたいこと

01

公的個人認証制度
とデジタル認証ア
プリ

02

なにを危惧してい
るのか①

03

なにを危惧してい
るのか②

デジタル認証アプリ

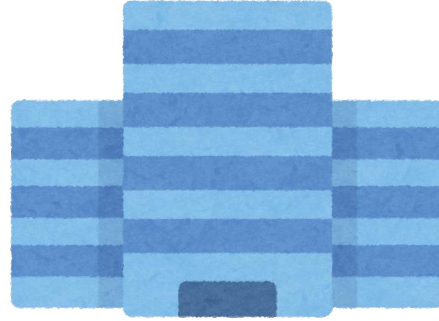
- マイナカードの公的個人認証機能を使ってオンライン上の本人確認ができるアプリ
- デジタル庁が開発・運用。デジタル庁が署名検証を行い、事業者や行政機関に無料で提供
- 利用者企業にとっては独自システムの開発をしないで済むので、コストを抑えてオンライン上の本人確認ができるようになる
- しかし、既存の事業者を駆逐して、デジタル庁が署名検証者として独占しないか



住民基本台帳ネット
ワークシステム

4 情報や異動情報
等を提供

地方公共団体情報システム機構 (J-LIS)



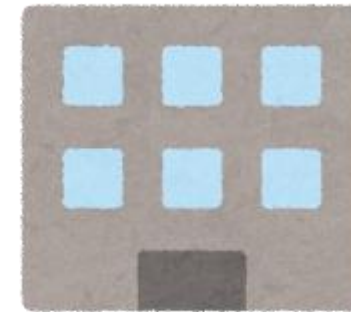
電子証明書を発行

電子証明書の有効性確認

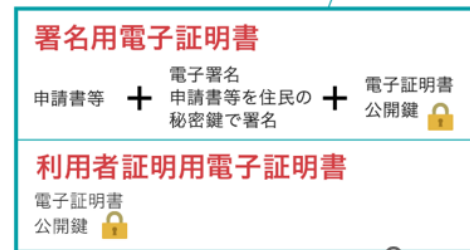
日本の居住者



署名検証者




電子申請等




行政機関や
大臣認定をうけた民間事業者

JPKIの道のり

2004年スタート 当初は行政手続きのみ、署名用電子証明書の認証のみ



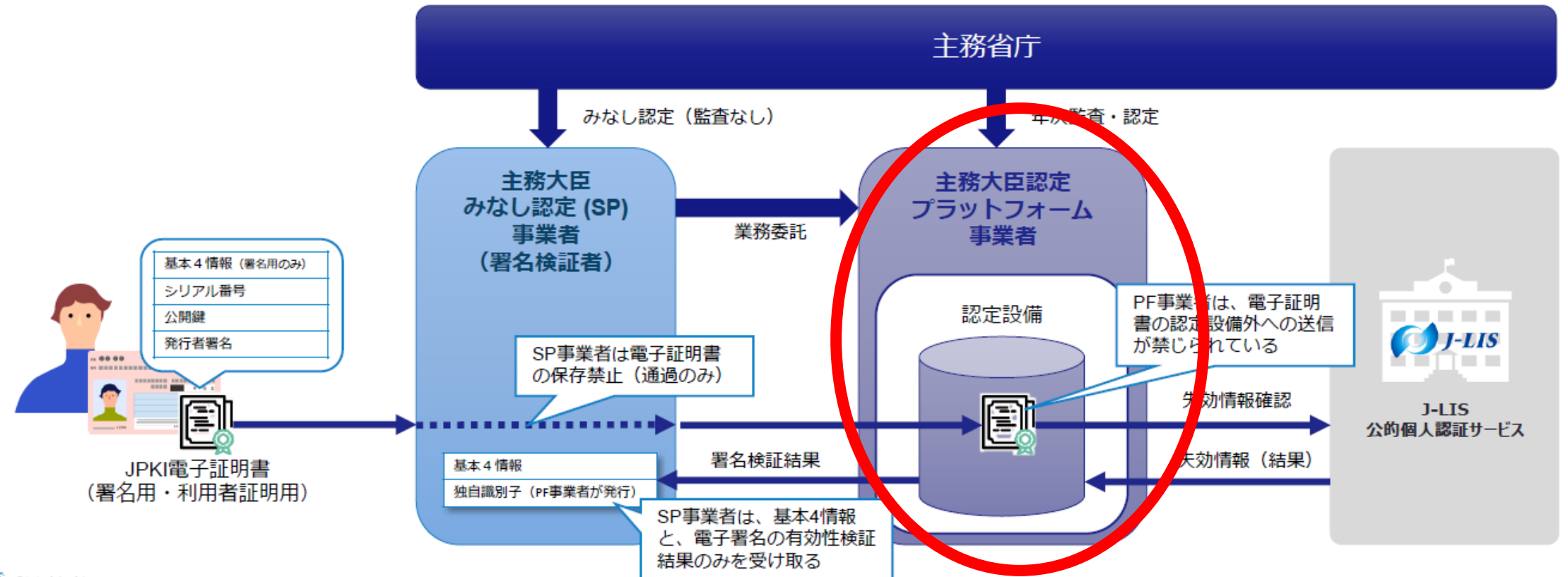
2016年 民間サービスにも開放、利用者証明用電子証明書の認証も



2024年現在、民間プラットフォーム事業者は21社、利用企業は600社以上

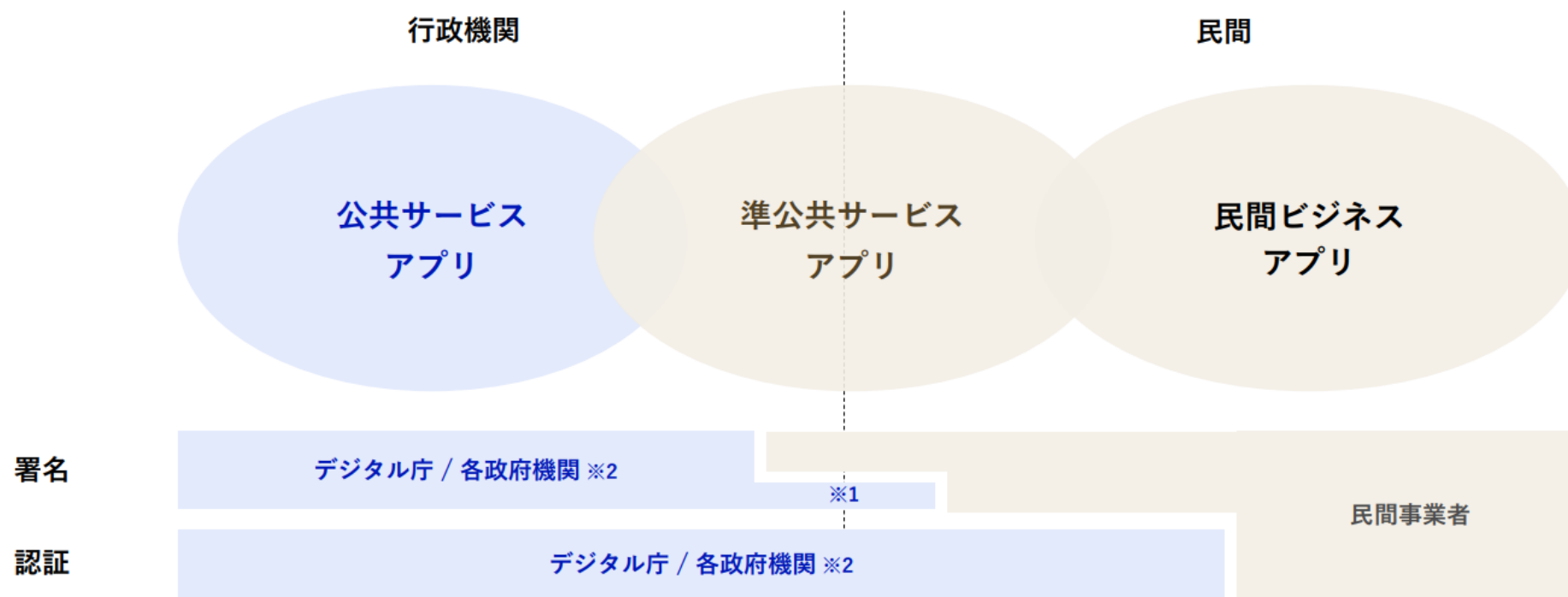
公的個人認証プラットフォーム (PF) 事業者制度

- 民間事業者が、マイナンバーカードの電子署名を検証（認証）するためには、主務大臣より監査を受け認定を取得する必要がある。
- 認定事業者は、利用者の電子証明書を安全な認定設備内に保管することが義務付けられ、外部送信や目的外利用が厳しく禁じられている。
- 認定事業者に、電子証明書の保管を含めた署名検証業務のすべてをPF事業者へ委託することで、設備監査を受けることなく簡易な手続きで認定事業者としてみなす（みなし認定＝SP事業者）制度がある。



デジタル認証アプリのサービス提供領域

デジタル認証アプリは、既にPF事業者によるサービスの導入が広がっている民間事業者向けの署名検証・有効性確認サービスは、提供しません。



※1 デジタル庁は、希望するユーザーの声があることから、署名作成機能は提供するが、検証サービスは提供しない。

※2 各政府機関は、委託する形で民間サービスも活用している

サービス事業者一覧

デジタル認証アプリサービスを利用しているサービス、または利用予定のサービスを紹介します。

 <p>株式会社パマト 「パマト」</p> <p>「子供の未来に投資に行くのが便利」「子どもたちがもっと楽しく学びたい」という思いから生まれたデジタル学習プラットフォーム。子どもが楽しく学ぶためのツールとして、保護者や先生から高い評価を受けています。 (2024年6月時点：利用予定事業)</p>	 <p>株式会社三菱UFJ銀行「スマート口座開設」</p> <p>三菱UFJ銀行の口座開設アプリです。来店・口座不要！本人確認書類のご用意があれば、約30分でいつでもどこでもオンラインで口座開設の申し込みができます。 (2024年6月時点：利用予定事業)</p>	 <p>株式会社SIS情報システム「CompRe (コンプリ)」</p> <p>利用者、管理両面での使いやすさを追求し、キャッシュレス決済やマイナンバーカード連携、スマートロックの連携など最先端の最先端システムです。 (2024年6月時点：利用予定事業)</p>	 <p>PSP株式会社「NOGORI (のぼり)」</p> <p>お客様がご自身のスマートフォンで、様々な店舗から提供された商品やサービス、サービスの活用履歴をいつでも見ることが出来るアプリです。健康管理、ご来店時の情報共有、他の店舗情報での受診などに役立ちます。 (2024年6月時点：利用予定事業)</p>	 <p>株式会社スカラコミュニケーションズ「PORTAL X (ポータル クロス)」</p> <p>後援予約業務に特化した自治体職員の方から、利用者の利便性向上を実現した時代の後援予約システムです。 (2024年6月時点：利用予定事業)</p>	 <p>株式会社Liquid (リキッド)「PASS (パス)」</p> <p>いつでもどこでも本人確認が出来るサービスです。身体認証や決済を組み合わせ、様々なサービスへの受付がスムーズです。 (2024年6月時点：利用予定事業)</p>
 <p>伊藤忠テクノソリューションズ株式会社「SELMID (セルミッド)」</p> <p>IDに特化した、ID統合・管理プラットフォームです。様々なID連携の各種サービスをつなぐ連携のプラットフォームとして、お客様の事業活動に貢献します。 (2024年6月時点：利用予定事業)</p>	 <p>NRセキュアテクノロジーズ株式会社「Un-ID Libra (ユニアイディーリブラ)」</p> <p>IDサービスに特化した統合ID統合・管理ソリューションです。様々なID連携による様々なセキュリティ、SSO等によるユーザーエクスペリエンスの向上を実現することができます。 (2024年6月時点：利用予定事業)</p>	 <p>サイバートラスト株式会社「Trust 本人確認サービス」</p> <p>「Trust 本人確認サービス」は、本人確認のデジタル化を実現するクラウドサービスです。業務効率化を推進し、信頼に付いたオンラインでの本人確認や決済機能、各種身分証明のチェック機能等による業務効率を実現します。 (2024年6月時点：利用予定事業)</p>	 <p>株式会社JAPANIX「のべおかポータル」</p> <p>各地県民局が提供しているさまざまなアプリのサービスを1つにまとめた、国民生活において重要な自治体の行政情報。スマートフォンで簡単に閲覧できるアプリです。 (2024年6月時点：利用予定事業)</p>	 <p>CIRF合同会社「ipmatch」</p> <p>IP (インターネット) のライセンス契約を簡単にできるアプリです。クリエイターや企業の契約手続きを効率化し、時間と手間を大幅に削減します。 (2024年6月時点：利用予定事業)</p>	 <p>株式会社ジモティー「ジモティー」</p> <p>月契約1000万人が利用する世界的な地域情報サイト「ジモティー」です。 (2024年6月時点：利用予定事業)</p>
 <p>株式会社スタジオメッシュ「AuthConnect (オースコネクト)」</p> <p>IDaaSの導入し、機能を拡張するサービスです。ID連携を導入する企業の特長ID連携を大幅に削減します。本人確認、契約管理、ユーザー情報管理、システム連携など、多くの機能を提供します。</p>	 <p>近形学術研究開発株式会社「オンライン本人確認サービス」</p> <p>裁判や行政手続きで求められるID連携の本人確認をデジタル認証アプリで実現してオンラインで行うサービスです。従来の対面で行っていた本人確認がオンラインで実現するため、利用者の負担が大幅に軽減します。 (2024年6月時点：利用予定事業)</p>	 <p>アグセンチュア株式会社 (Accenture Japan Ltd)「デジタルコミュニケーションプラットフォーム (DCP)」</p> <p>経営者が求めるスマートシティソリューション、ワークスペースに特化したデジタルサービス、マイナンバーカードを利用した本人確認・利用者の事前認証 (オプトイン) に基づく自衛隊の新しいソリューションを実現します。 (2024年6月時点：利用予定事業)</p>	<p>2024年6月スタート 15団体が利用または利用の予定を表明 (デジタル庁ウェブサイトより)</p>		

お伝えしたいこと

01

デジタル認証アプリとは

02

なにを危惧しているのか①

03

なにを危惧しているのか②

■デジタル庁 構想・開発

デジタル庁の「デジタル認証アプリ」計画が迷走している。マイナンバーカードによる公的個人認証のためのアプリをデジタル庁が開発し、自らが認証業務を担う「署名検証者」になる構想だ。計画の概要はパブリックコメントにかけられた段階で初めて公になり、途端に多くの批判や疑問が寄せられた。なぜなのか。



編集委員
若江雅子

政府に情報集中リスク

自ら運用

デジタル庁が公的個人認証法の施行規則改正案について意見公募を開始したのは1月下旬だった。

「なんだこれは」。一般社団法人マイデータ・ジャパンの理事長で、デジタルIDの技術に詳しい崎村夏彦氏は目をむいた。

そこで提案されていたのは、現在は民間事業者が担う公的個人認証の認証業務を、政府が行えるように施行規則を改正するというもの。官民の様々なサービスで本人確認に使える「デジタル認証アプリ」も開発し、デジタル庁が自ら運用するという。

「これでは、国民がいつどんなオンラインサービスを使っているのか、政府が網羅的に把握できるおそれがある」と崎村氏は懸念する。

公的個人認証とは、J-LLIS発行の電子証明書を使ったオンライン本人確認の仕組みだ。署名検証者がマイナンバーカードに内蔵された電子証明書を読み取って、その有

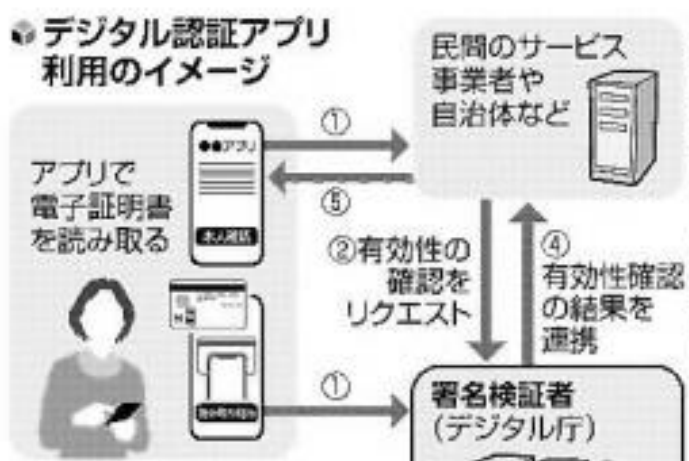
効性や真正性を確認し、結果をサービス提供者に伝える。

オンラインで完結するサービスが増える中、生活に欠かせない機能になりつつあるが、注意を要するのが、電子証明書の発行番号（シリアル番号）の取り扱いである。その仕組み上、署名検証者のサーバー内には発行番号と、それにひも付いたサービス利用履歴などが蓄積されることになる。

発行番号はカード保有者に一意に割り振られた識別子で、カード取得は任意とはいえ普及率は78%を超えてい

る。有効期更前と変更ができるだけ可能だ。「大量の情報で、プライバシー十分な配慮もの」と崎村氏は指摘する。個人認証の政手続きの2004年16年かも拡大。今00社以上れでも、この手が自治体サービス提供者

デジタル認証アプリ 利用のイメージ

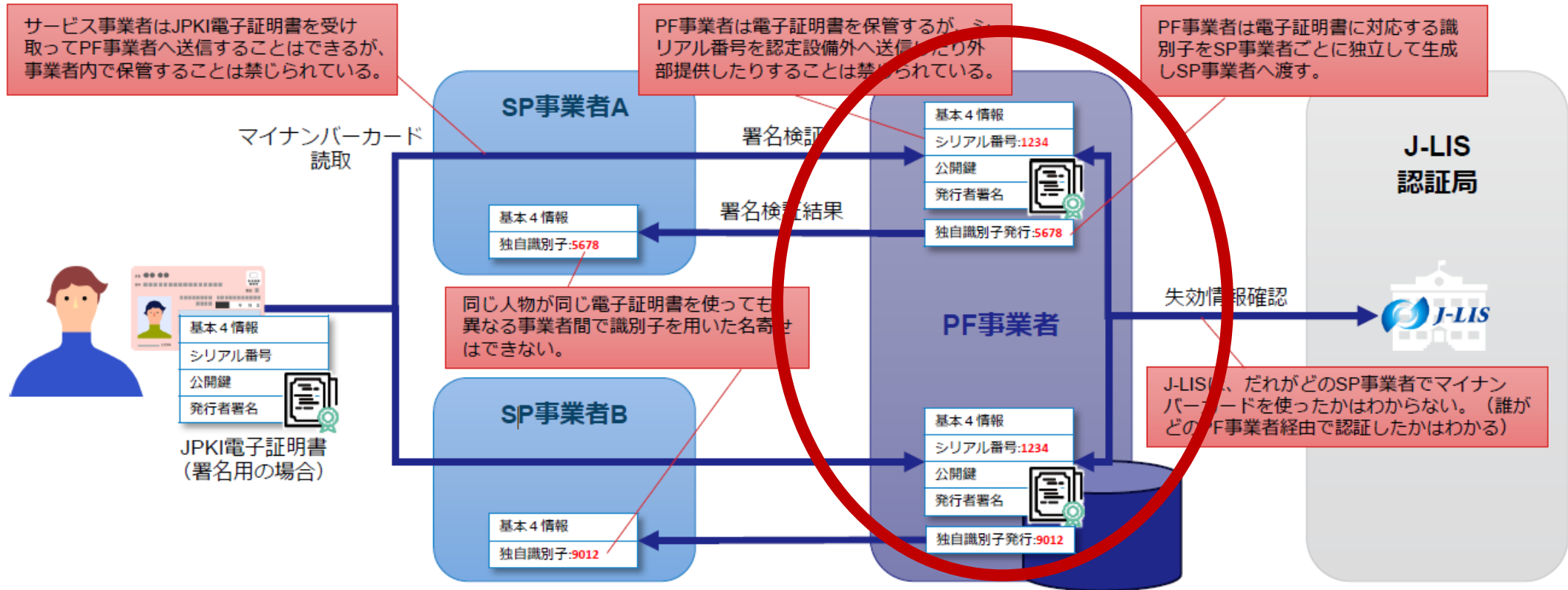


デジタル庁のサーバーに蓄積される情報

公的個人認証 オンライン本人確認の手法の一つで、マイナンバーカードのICチップに搭載された電子証明書を読み取り、地方公共団体情報システム

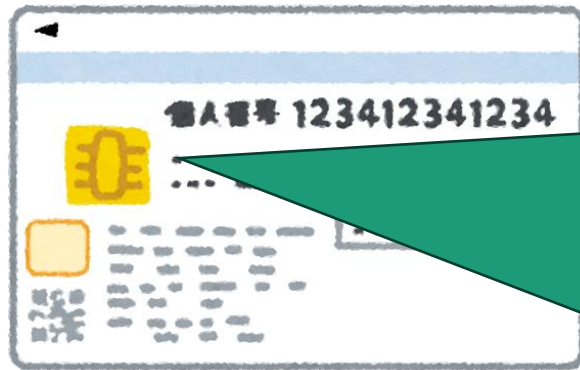
JPKIにおける識別子の取り扱い

JPKI電子証明書およびそのシリアル番号は、認定を受けたPF事業者の設備内でのみ保管が認められており、異なる民間事業者間で照合できないようになっている。



※ PF事業者であれば、同一人物に対して過去に発番されたJPKI電子証明書のシリアル番号の履歴をJ-LISから取得することができる。この仕組みによって、PF事業者はJPKI電子証明書が再発行されても、同一人物を識別（トラッキング）することが可能である。

マイナカードのICチップに搭載されている主な機能



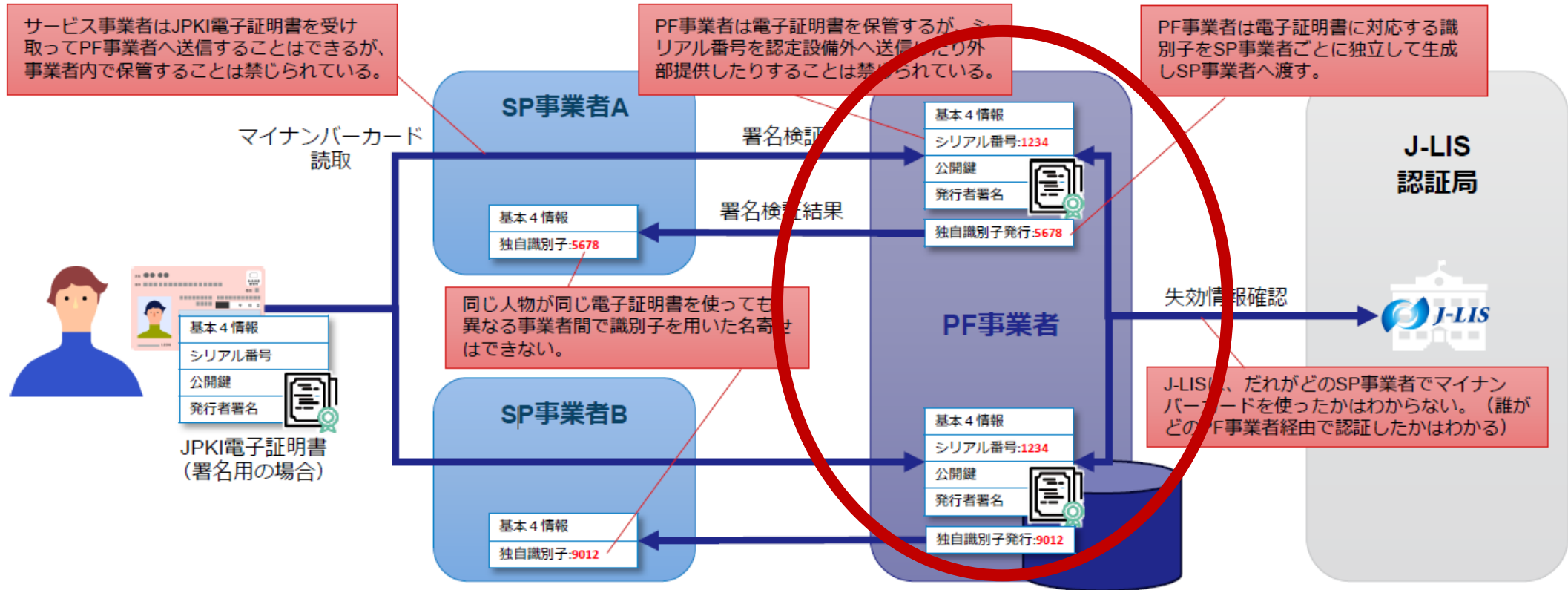
- ①利用者証明用電子証明書
シリアル番号、発行年月日、有効期限
- ②署名用電子証明書
シリアル番号、基本4情報、発行年月日、有効期限
- ③券面情報
マイナンバー、顔写真、基本4情報など
- ④住民基本台帳関連の情報
- ⑤空き領域

シリアル番号とマイナンバーは違いますが、かなりプライバシーリスクは高い

	マイナンバー	シリアル番号
悉皆性	全住民に対して付番	希望者のみ（ただし12月8日現在、83.7%の住民に交付）
唯一無二性	唯一無二	唯一無二
ライフサイクル	生涯不変	5年（今度は10年に）
利用範囲	行政機関	行政機関と認定を受けた事業者
規制	個人番号利用事務・関係事務を除き、一切の提供・保管・収集が禁じられている	電子証明書の認定設備外での保管や目的外の外部送信が禁じられている
根拠法	マイナンバー法	公的個人認証法

JPKIにおける識別子の取り扱い

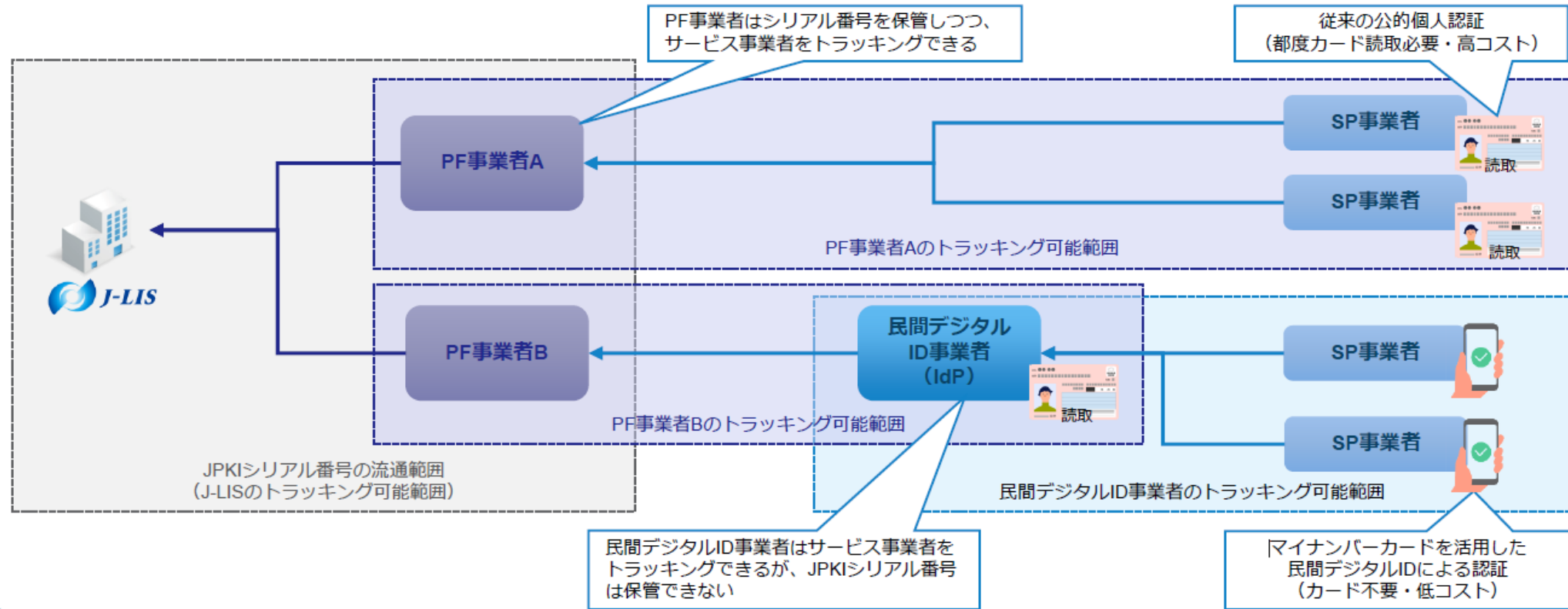
JPKI電子証明書およびそのシリアル番号は、認定を受けたPF事業者の設備内でのみ保管が認められており、異なる民間事業者間で照合できないようになっている。



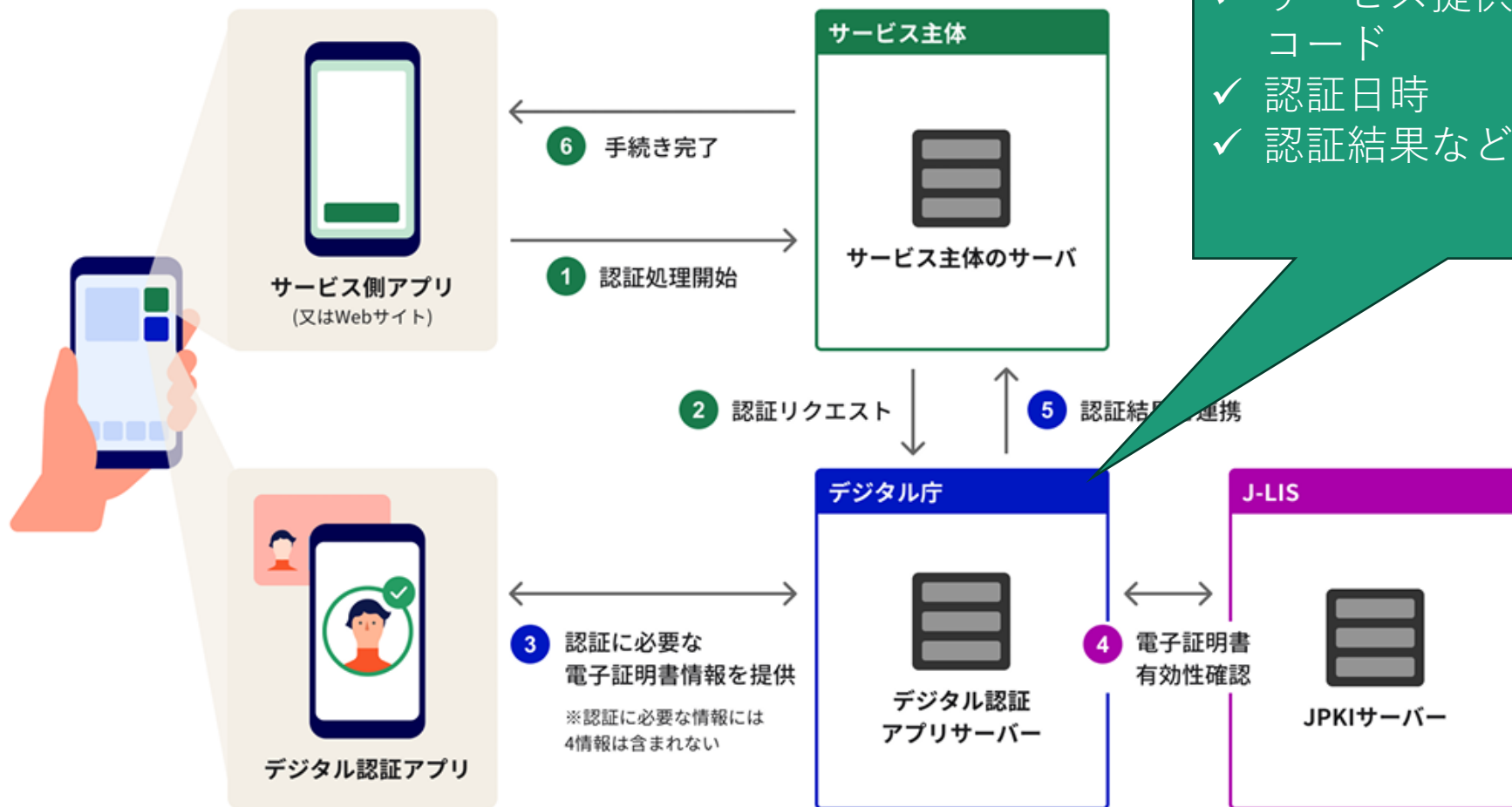
※ PF事業者であれば、同一人物に対して過去に発番されたJPKI電子証明書のシリアル番号の履歴をJ-LISから取得することができる。この仕組みによって、PF事業者はJPKI電子証明書が再発行されても、同一人物を識別（トラッキング）することが可能である。

政府による国民監視を制限するPF事業者・民間デジタルID事業者の役割

サービス事業者と政府の運用する認証局との間に、PF事業者や民間デジタルID事業者等が介在することで、**識別子の流通範囲を限定し、政府による国民の民間サービス利用状況のトラッキング可能性を制限**することができる。

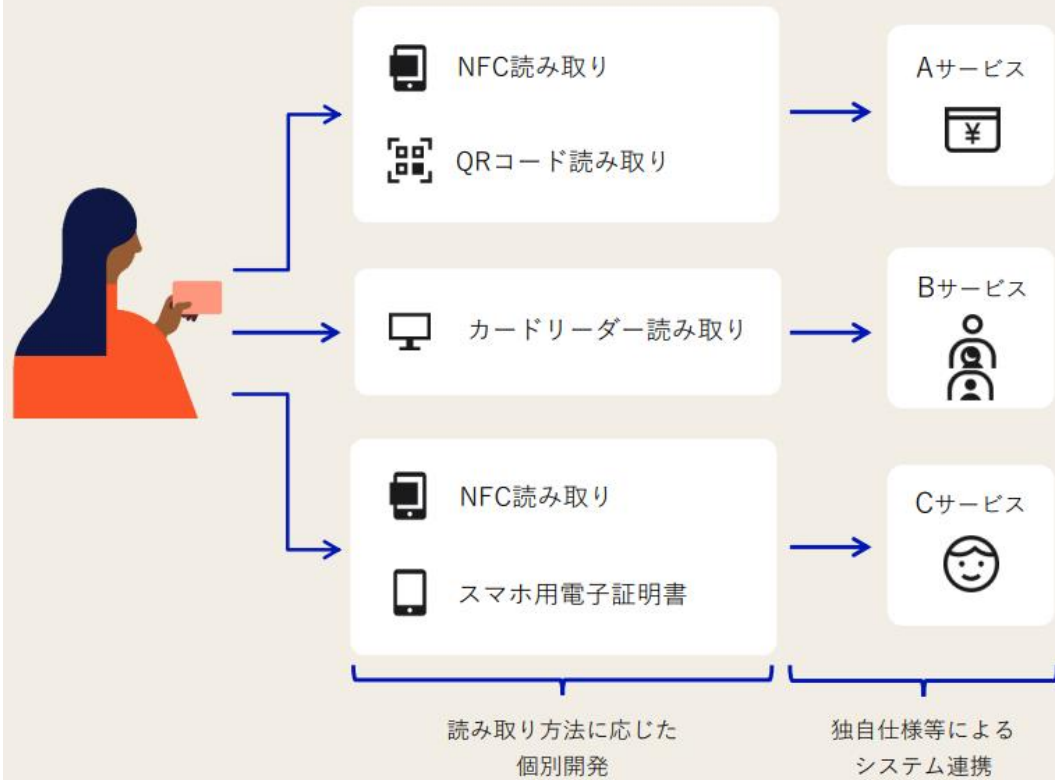


認証API利用の流れ



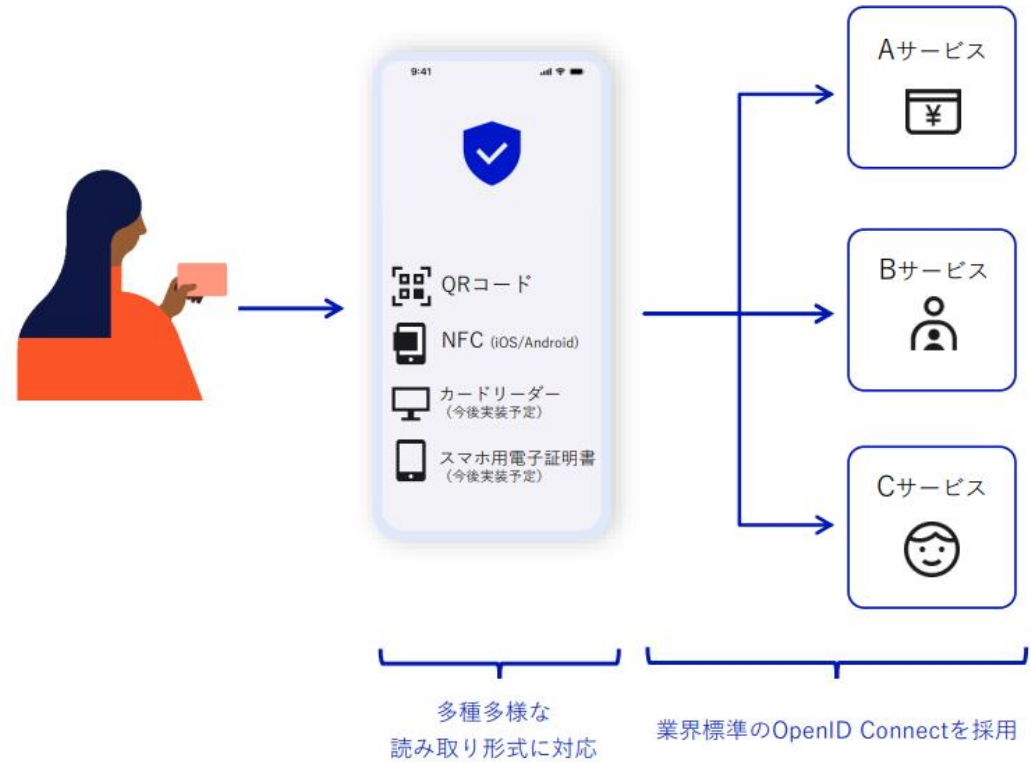
個別開発

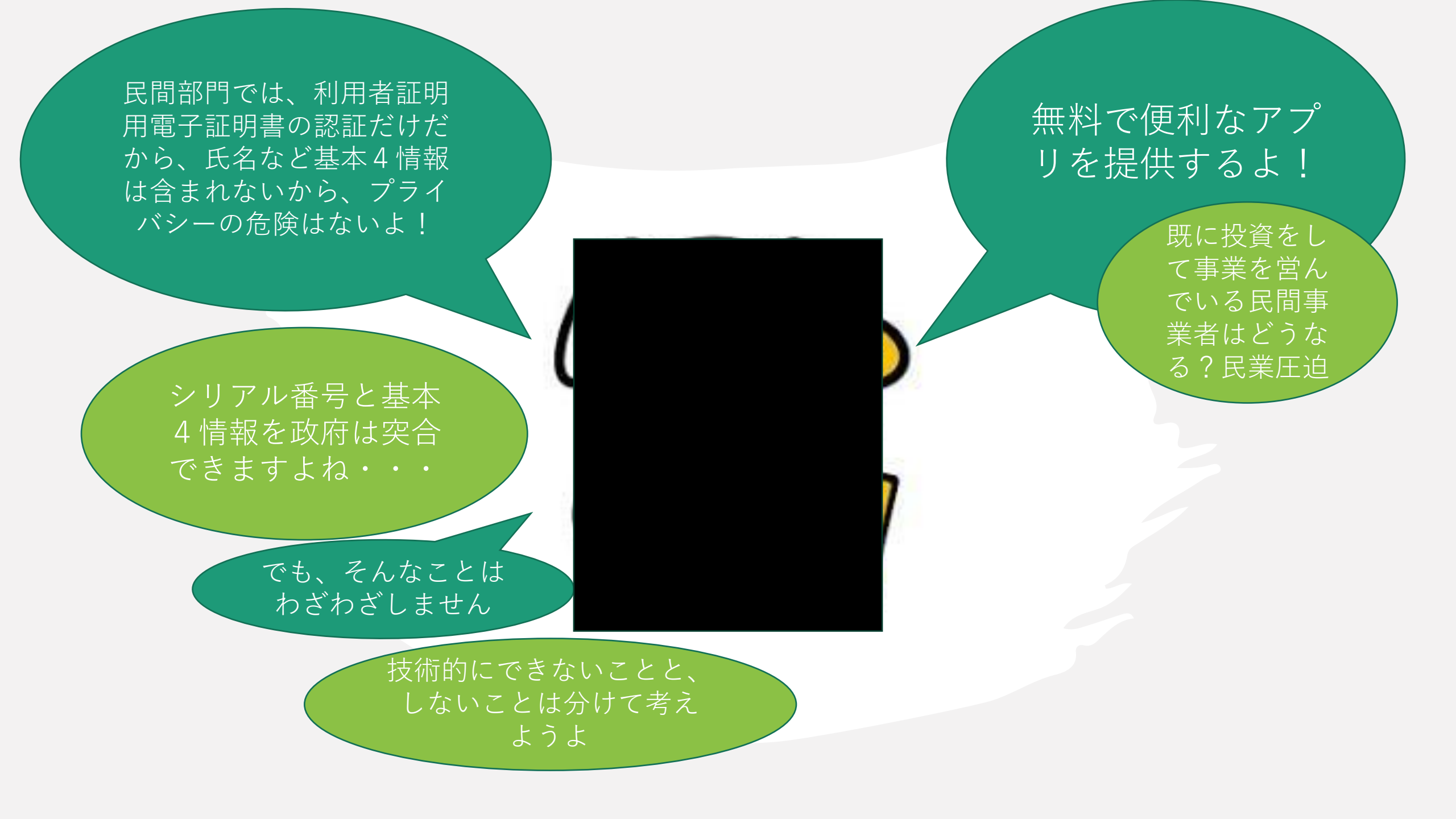
読み取り方式やデバイス、OSごとに個別開発が必要



デジタル認証アプリ

マルチデバイスに対応した多様な読み取り形式を提供





民間部門では、利用者証明
用電子証明書の認証だけだ
から、氏名など基本4情報
は含まれないから、プライ
バシーの危険はないよ！

シリアル番号と基本
4情報を政府は突合
できますよね・・・

でも、そんなことは
わざわざしません

技術的にできないことと、
しないことは分けて考え
ようよ

無料で便利なアプ
リを提供するよ！

既に投資をし
て事業を営ん
でいる民間事
業者はどうな
る？民業圧迫

安心・安全の社会の実現のためにオンライン本人確認は必要不可欠

転売目的の買い占め防止

本人確認を行うことで確実にプレミアム商品を
1人1個で販売し買い占めを防止



取引相手とのトラブル防止

本人確認を通しフリマサイトやSNSなど
ネットを空間でのコミュニケーションを安全に

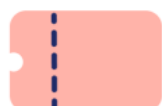


不正ログインの防止

本人確認を行いアカウントにログインすることで
個人情報漏洩と不正利用を防止



様々なオンラインサービスに対する認証機能の提供



居住者向け地域
クーポン



施設のオンライン予約



ゴミ収集カレンダー



災害対策の連絡



認証機能（2024年4月リリース予定）

マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書APと券面事項入力補助APを利用
OpenID Connect / OAuth 2.0 により簡易な組み込みが可能

活用例



ECサイトやネットバンキングログイン時の本人確認に



公共施設やシェアリングサービスなどのオンライン予約時に



ライブ会場等での酒類購入時の年齢確認に



地域アプリ登録時のオンライン本人確認



予約システムを用いた面談や施設予約時のオンライン本人確認

※署名作成機能

希望するユーザーのため、署名値作成のみを行う機能。署名検証はプラットフォーム事業者が
検証する民間ビジネスにて行う

デジタル認証アプリ

Google Knows You Better Than
You Know Yourself

(グーグルはあなた自身よりあなたのことを知っている)

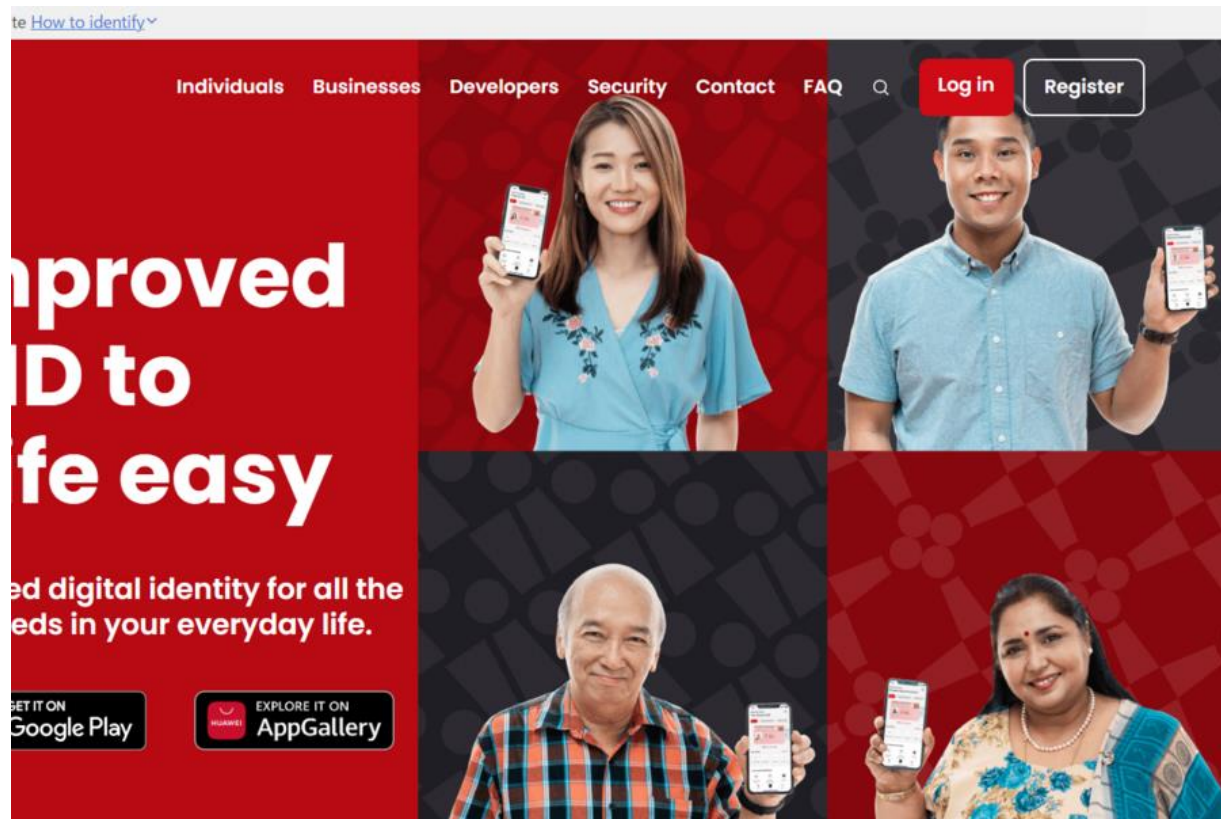
Digital Agency Knows You Better
Than You Know Yourself

(デジタル庁はあなた自身よりあなたのことを知っている)

利用目的を
達成する上
で、必要な
範囲を超え
ていないか

- ✓住民基本台帳と連携した正確な個人情報
や、それと結びついた識別子（本人確認
の保証レベルは最高強度の「3」）
- ✓そのような強力な本人確認手法が、無料
提供によって増えていくと、どんどん広
がるのでは
- ✓使わなければ便利なサービスを楽しむ
なくならないか
- ✓行動の萎縮につながらないか

「参考にしたのはSingpassです」



How to identify

Individuals Businesses Developers Security Contact FAQ

Log in Register

Improved digital identity for all the needs in your everyday life.

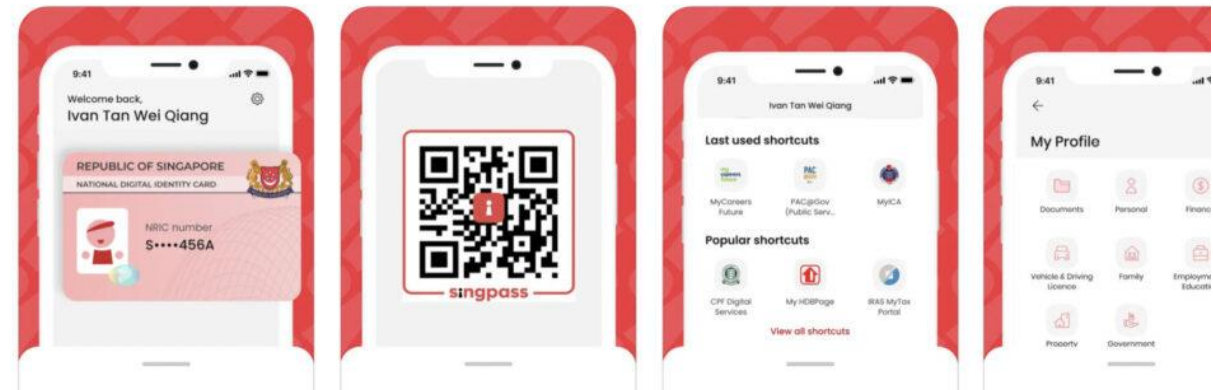
GET IT ON Google Play EXPLORE IT ON AppGallery

The banner features four diverse individuals (two women and two men) holding their smartphones, set against a red background with a subtle pattern. Navigation links and app store badges are visible.



Singpass 4+
Your trusted digital identity
Government Technology Agency
#1 in Productivity
★★★★★ 4.7 • 116.4K Ratings
Free

Screenshots [iPhone](#) [iPad](#)



Singapore Government Agency Website より

Singpass

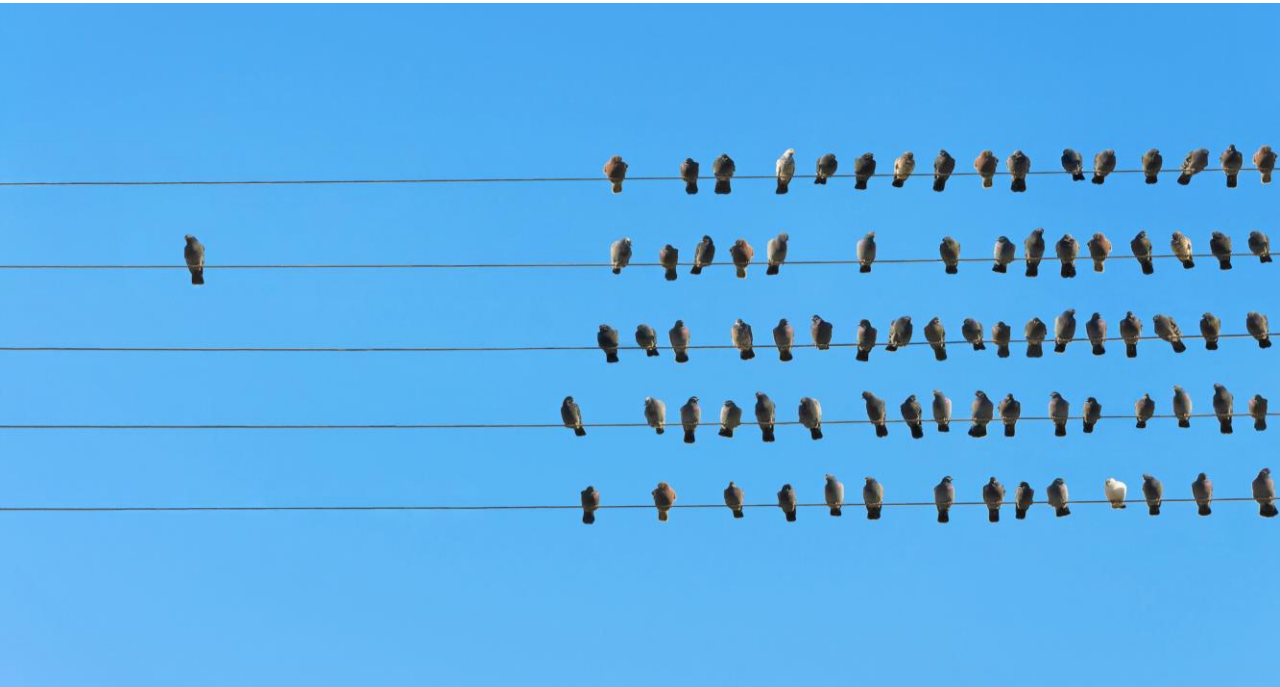
シンガポールが国主導で推進している公的認証システム

デジタルIDに国民登録番号や基本情報、運転免許証、生体情報などの各種情報をひも付け、国民が単一のIDで官民の様々なサービスを利用することを目指している。

事業者にとっては、独自のシステム開発や維持管理のコストもかからないため、低コストで正確に顧客を把握することができるメリット

官民のサービスが効率的に行き渡り、様々な層の国民がデジタル化の恩恵を享受することになる

だが、それはIDによる管理社会化やプライバシー上のリスクは・・・？



サービス事業者一覧

デジタル認証アプリサービスを利用しているサービス、または利用予定のサービスを紹介します。

 <p>株式会社パマトコ「パマトコ」 ◎ 「子供のたまご返券形に行くのが面倒」「子どもたちがぐちゃぐちゃでポイント管理が難しい」このような子育て世帯の悩みを解決するためのツールとして、子育て支援ならではの信頼・機能を兼ね備えた子育て支援アプリです。</p>	 <p>株式会社三菱UFJ銀行「スマート口座認証」 ◎ 三菱UFJ銀行の口座認証アプリです。来店・口座不要！本人確認書類のご用意があれば、約30分でいつでもどこでもカンタンに口座開設・口座開帳のお申し込みができます。(2024年9月時点：利用予定事業者)</p>	 <p>株式会社SIS情報システム「CompRe: (コンプリ)」 ◎ 利用者、管理者両方の使いやすさを追求し、キャッシュレス決済やマイナンバーカード連携、スマートロックの連携などによる次世代の信頼予約システムです。(2024年9月時点：利用予定事業者)</p>	 <p>PSP株式会社「NODOBI (のどびり)」 ◎ 消費者がご自身のスマートフォンで、郵便局の郵便物から提供された画像や検査結果、郵便の配達情報を見つめることができるアプリです。健康診断、ご家族間の情報共有、他の医療機関での受診などに役立ちます。(2024年9月時点：利用予定事業者)</p>	 <p>株式会社スカラコミュニケーションズ「PORTAL X (ポータル クロス)」 ◎ 信頼予約業務に特化した自治体職員の方から、利用者の利便性向上を実現した期待度の信頼予約システムです。(2024年9月時点：利用予定事業者)</p>	 <p>株式会社Liquid (リキッド)「PASS (パス)」 ◎ いつでもどこでも本人確認をおこなえるサービスです。身体検閲や決済を組み合わせた、顔やスマホを身分証などの代わりにできます。信頼するサービスの受付がはかばかしく完了します。(2024年9月時点：利用予定事業者)</p>
 <p>伊藤忠テクノソリューションズ株式会社「SEL MID (セルミッド)」 ◎ BtoCに特化した、ID統合・管理プラットフォームです。様々なID連携の各種サービスをつなぐ連携のプラットフォームとして、お客様の事業活動に貢献します。(2024年9月時点：利用予定事業者)</p>	 <p>NRセキュアテクノロジーズ株式会社「Uni-ID Libra (ユニアイディーリブ ラ)」 ◎ BtoCサービスに特化した顔認証統合・管理ソリューションシステムです。様々な顔認証による顔認証セキュリティ、SSO等によるユーザーエクスペリエンスの向上も実現することができます。(2024年9月時点：利用予定事業者)</p>	 <p>サイバートラスト株式会社「Trust 本人確認サービス」 ◎ 「Trust 本人確認サービス」は、本人確認のデジタル化を実現するクラウドサービスです。業務効率化を推進し、信頼に付いたデジタル化での本人確認や決済機能、各種身分証の連携・読み取りによる業務効率化を実現します。(2024年9月時点：利用予定事業者)</p>	 <p>株式会社JAPANIX「のべおかポータル」 ◎ 各地県民局が提供しているさまざまなアプリのサービスを1つにまとめた、信頼生活において重要な高い信頼の行動履歴を、スマートフォンで信頼にご覧いただけるアプリです。(2024年9月時点：利用予定事業者)</p>	 <p>CIRF合同会社「ipmatch」 ◎ IP (インターネット) のライセンス契約を簡単に実行できるアプリです。クリエイターや企業の契約手続きを効率化し、時間と手間を大幅に削減します。(2024年9月時点：利用予定事業者)</p>	 <p>株式会社ジモティー「ジモティー」 ◎ 月間約1000万人が利用する世界的な地域情報サイト「ジモティー」です。(2024年9月時点：利用予定事業者)</p>
 <p>株式会社スタジオメッシュ「AuthConnect (オースコネクト)」 ◎ BtoBに特化した、信頼を実現するサービスです。ID連携を導入する企業の特長やコストを大幅に削減します。顔認証、顔認証管理、ユーザー情報管理、システム連携など、多くの機能を提供します。</p>	 <p>近形学術実証研究所株式会社「オンライン本人確認サービス」 ◎ 顔認証や行動予測などでめめらる顔認証の本人確認をデジタル認証アプリの連携してオンラインで行うサービスです。従来の対面で行っていた本人確認がオンラインで実現するため、利用者の負担が大幅に軽減します。(2024年9月時点：利用予定事業者)</p>	 <p>アークセンチュア株式会社 (Accenture Japan Ltd)「デジタルコミュニケーションプラットフォーム (DCP)」 ◎ 信頼予約のためのスマートシティソリューションズ・アーキテクチャに特化した信頼予約サービス。マイナンバーカードを利用した本人確認・利用者の事前認証 (オプトイン) に基づく信頼度の高いバーチャルデータ連携を実現します。(2024年9月時点：利用予定事業者)</p>	<h1>デジタル庁ウェブサイトより</h1>		

2. 取得する情報の範囲及び利用目的

(1) デジタル認証アプリサービスは、デジタル認証アプリサービスの利用者の登録に当たり、マイナンバーカードに格納された利用者証明用電子証明書のシリアル番号を保有します。保有するシリアル番号は、デジタル認証アプリサービスの運用(利用登録、利用者が求めるサービスの円滑な提供、不正対策等のサービスの運用を含む)のために必要がある場合のみ利用します。

(2) デジタル認証アプリサービスは、行政機関等又は民間事業者の依頼を受け、マイナンバーカードの読み取り等又は検証等を行い、当該読み取り等又は当該検証等に係る情報を当該行政機関等又は当該民間事業者（以下「委託者」という。）に連携するに当たり、利用者証明用電子証明書のシリアル番号、委託者、依頼に係るサービス、検証等の結果又は検証等若しくは連携等の日時を記録します。保有する当該記録は、デジタル認証アプリサービスの運用のために必要がある場合のみ利用します。

(3) デジタル認証アプリサービスは、行政機関等の依頼を受け、マイナンバーカードの署名用電子証明書の読み取り等及び署名用電子証明書の有効性確認等を行います。当該読み取り等及び当該有効性確認等に係る情報は、当該行政機関等に提供するためにのみ一定時間保有し、当該提供の後は保存しません。

(4) デジタル認証アプリサービスは、民間事業者の依頼を受け、マイナンバーカードの署名用電子証明書の読み取り等を行います。当該読み取り等に係る情報は、当該民間事業者又は当該民間事業者が検証等を委託する者に提供するためにのみ一定時間保有し、当該提供の後は保存しません。

(5) デジタル認証アプリサービスは、行政機関等又は民間事業者の依頼を受け、マイナンバーカードの券面事項入力補助アプリケーションにより利用者の基本4情報（氏名、住所、生年月日及び性別の4情報をいう。）の読み取り等を行います。当該読み取り等に係る情報は、当該民間事業者又は当該民間事業者が検証等を委託する者に提供するためにのみ一定時間保有し、当該提供の後は保存しません。

お伝えしたいこと

01

デジタル認証アプリとは

02

なにを危惧しているのか①プライバシー上の懸念

03

なにを危惧しているのか②プロセスの問題

きっかけは
突然の
パブコメ

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令案に対する意見募集について

受付締切

f facebook

t twitter

※この案件については、すでに意見募集は終了していますので、意見・情報の提出はできません。

カテゴリー	行政手続
案件番号	290310311
定めようとする命令などの題名	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令
根拠法令条項	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第2項、第17条第1項及び第4項並びに第22条第2項
行政手続法に基づく手続か	行政手続法に基づく手続

案の公示日	2024年1月26日
受付開始日時	2024年1月26日0時0分
受付締切日時	2024年2月29日23時59分
意見提出が30日未満の場合その理由	

意見募集要領（提出先を含む）	意見公募要領 PDF
命令などの案	命令案 PDF
関連資料、その他	概要 PDF デジタル認証アプリについて PDF

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令案について（概要）

令和6年1月
デジタル庁

1. 改正の背景

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定。）において、「2024年度（令和6年度）中の運用開始に向けて個人認証用アプリケーションの開発を進めるとともに、行政機関、民間事業者等への当該アプリの普及活動を進める」とされ、「デジタル社会の実現に向けた重点計画工程表」（同閣議決定。）においては、当該アプリケーションについて令和6年度より運用開始が予定されているところ。

これを踏まえ、デジタル庁においては、当該アプリケーションの運用開始に向けて、以下のとおり電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）の一部を改正する。

2. 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令案の概要

- (1) 電子署名等確認業務受託者に内閣総理大臣を加える規定等の整理
電子署名等確認業務受託者に内閣総理大臣を加えるものとする。

内閣総理大臣は、電子署名等確認業務委託者から全部の委託を受けた電子署名等確認業務を、所要の方法等により行うものとする。

今のままじゃ「Google Knows
You Better Than You Know
Yourself」じゃなくて
「デジタル庁は何でも知っている」
になっちゃうよ



専門家の私が見ても、なに
をしようとしているのか分
からない（そのくらい情報
が少ないまま進めようとし
ている）



デジタル庁がこれまで開催した有識者検討会の公開の状況

<p>会議を公開（6検討会）</p>	<p>初回から公開（3検討会） モビリティ・ロードマップのありかたに関する研究会、デジタル交通社会のありかたに関する研究会、電子委任状法施行状況検討会</p> <p>途中から公開（3検討会） データ戦略推進WG、デジタル社会構想会議、マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG</p>
<p>会議は非公開（31検討会）</p>	<p>議事録を公開（9検討会） デジタル関係制度改革検討会、同検討会デジタル法制WG、同検討会テクノロジーベースの規制改革推進委員会、デジタル臨時行政調査会（廃止）、同調査会作業部会（廃止）、同作業部会法制事務のデジタル化検討チーム（廃止）、同作業部会テクノロジーベースの規制改革推進委員会（廃止）、AI時代における自動運転車の社会的ルールの在り方検討サブWG、デジタル田園都市国家構想実現に向けた地域幸福度指標（Well-Being）の活用促進に関する検討会</p> <p>議事録を非公開・要旨のみ公開（21検討会） 本人確認ガイドラインの改訂に向けた有識者会議、トラストを確保したDX推進サブWG、プラットフォームにおけるデータ取り扱いルールの実装に関するサブWG、技術カタログTF、コンプライアンス委員会、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会専門家WG、次期個人番号カードTF、地方公共団体の機関業務システムの統一・標準化に関する共通機能等技術要件検討会、同検討会データ連携WG、同検討会真性管理WG、同検討会宛名管理WG、地方公共団体情報システムにおける文字要件の運用に関する検討会、国・地方ネットワークの将来像及び実現シナリオに関する検討会、「デジタルの日」検討委員会、次世代セキュリティアーキテクチャ検討会、デジタル庁情報システム調達改革検討会、モビリティWG、Web3.0研究会、デジタル改革に向けたマルチステークホルダーモデルの運用（処分通知等のデジタル化）、マイナンバーカードの機能のスマートフォン搭載に関する検討会、国際データガバナンス検討会</p> <p>議事録も要旨も非公開（1検討会） 次期個人番号カードタスクフォース技術検討WG</p>

※デジタル庁のウェブサイトの「会議等」として公表されている会議のうち、行政機関職員のみによる連絡等の会議を除いた

※デジタル庁のウェブサイト上は「議事録」とされているもののうち、発言者を匿名としているものは議事要旨に分類した

審議会等の整理合理化に関する基本的計画 (平成11年4月27日閣議決定)

(4) 公開

- ① 審議会等の委員の氏名等については、あらかじめ又は事後速やかに公表する。
- ② 会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する。なお、特段の理由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

ただし、行政処分、不服審査、試験等に関する事務を行う審議会等で、会議、議事録又は議事要旨を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

- ③ 議事録及び議事要旨の公開に当たっては、所管府省において一般の閲覧、複写が可能な一括窓口を設けるとともに、一般のアクセスが可能なデータベースやコンピュータ・ネットワークへの掲載に努めるものとする。

ご清聴
ありがとうございました

